

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.21

事務局】北海道立消費生活センター（指定管理者（社）北海道消費者協会）<http://www.do-syouhi-c.jp>

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

勧誘電話対応のヒント

販売目的を告げない突然の勧誘には、毅然と断る態度が望まれます。勧誘電話を断ることは、失礼ではありません。

勧誘電話は台風と同じ

長い時間かかると、被害が大きくなります。

お話好きは赤信号

何気ないおしゃべりの間にあなたの情報を聞き出されてしまいます。

言葉のキャッチボールはしない

勧誘電話は長くなると断りにくくなります。

電話での勧誘だけでなく、突然訪問され、販売目的を告げられないまま商品やサービスの契約へとすすんでしまうことも多くあります。

見知らぬ人の訪問に対しても、勧誘電話と同様に、簡単に家の中に入れないという毅然とした態度が必要です。

断りたい時のひと言

普段、なかなか否定的な言葉を使わないために、いざ使おうとしても、なかなかはっきり断る言葉が出てこないものです。

つい、日頃使い慣れている言葉が口から出てきます。

たとえば、こちらは断る意味で使う『結構です。』は、相手からは、了承したという肯定的な意味で捉えられてしまうこともあるので、注意しなければなりません。

はっきりと否定する意味のひと言を使いましょう。

『要りません』、『興味がありません』、『必要ありません』等々

気をつけよう！ 高配当をうたう出資金商法

最近、高配当をうたい全国の会員から多額の資金を違法に集めたとして、出資法違反の疑いで、健康関連商品販売会社が摘発されました。独自の電子マネーを発行し、約5万人から約1千億円集めたと言われています。

道内の出資者数は・・・

新聞報道によると、道内の会員は約2千人と伝えられています。
当センターにも、「昨年、知人からお金を預ければ、百万円毎に36万円の配当金があると誘われ出資。はじめ配当があったので信用して次々に預けたが心配。」等の相談があり、特に高齢者からの相談が目立っています。

その勧誘手口は・・・うまい話のオンパレード

百万円の協力金を預ければ、配当金として年利36%支払う
保証金として、十万円を預けると、同額の電子マネーを支払う
新たな会員を集めれば紹介として25%を支払う

いずれにしても、今の低金利時代。定期預金でも、せいぜい年利1%前後です。
冷静に考えると絶対にあり得ない話です。

なぜ、被害にあうのか・・・要因として次のことが指摘されています。

老後が不安なため、手もとにある老後資金をなんとか増やしたいという思いがあります。
しかし、多くの消費者は、これまで預貯金の経験しかなく、リスクが伴う金融商品や悪質な出資金商法等の情報・知識に疎く、甘い悪質出資金商法の罠にはまりやすくなる。
知人や親族から勧誘を受けるので、つい信用してしまったり、断りづらい雰囲気になりがちです。つきあいで、仕方なく一口ならと契約して深みにはまる例も多いようです。

虎の子の預貯金や老後資金を失わないための対処法は・・・

電話勧誘・訪問販売等で、特に、高額契約は慎重に。
おかしいなと思ったら、1人で判断せず、家族や民生委員等に相談しましょう。

最後にアドバイス “車は急にとまらない。お金は急に貯まらない。”